

理工学府特別研究員/特待生募集 (A)

(A) 理工学府博士課程後期 2025年10月及び2026年4月入学出願予定者
募集人員 特別研究員 若干名 (8万円/月) 特待生 若干名 (5万円/月)

1. 名 称	①理工学府特別研究員 (RA相当として雇用し給与支給を受ける者) ②理工学府特待生 (奨学金としての支給のみを受ける者)
2. 募 集 対 象	理工学府博士課程後期出願予定者 (外国人も含む)。出身大学・部局、在学大学・部局を問わない。ただし、日本学術振興会特別研究員申請資格を有することを条件とする。なお、理工学府特別研究員/特待生に採用された場合、毎年度の日本学術振興会特別研究員の申請を誓約することを条件とする。女性や出産・育児・介護等のライフイベントにより支援が必要な者については配慮する。なお、有職者、国費留学生等で相当の収入等がある者は選考により不採用とする。
3. 支給月額・採用数	特別研究員 月額 8万円 (ただし、支払いの都合上、端数となる場合もある) 若干名 特 待 生 月額 5万円 (ただし、支払いの都合上、端数となる場合もある) 若干名
4. 支 給 期 間	博士課程後期入学時より支給を開始する。ただし、審査の上、最大3年間まで更新可。なお、入学時点で「9. 支給の中止」に該当している場合は、支給しない。
5. 募 集 締 切	2025年4月14日 (月) 15時 (必着)
6. 提 出 書 類	1) 申請書 (様式1) 2) 日本学術振興会特別研究員 (DC1) 申請書 (評価書は含まない) のコピー一式 3) 収入状況を説明する書類 上記1)~3) の書類を揃えて、PDF 1 ファイルで1部提出すること。 ※出産・育児・介護等のライフイベントによる配慮を求める場合、当該ライフイベントの内容を記した書面 (様式任意: 100字程度) を加えること。
7. 選 考 方 法	書類審査並びに面接により、研究者としての能力、将来性、研究業績、研究計画、収入状況等に基づき選考する。面接においては、日本学術振興会 (DC1) 申請書類に記された研究計画等に基づき、質疑応答を行なう。選考は理工学府特別研究員/特待生選考委員会にて厳正に行なう。 面接選考日: 2025年4月21日 (月) 午後 (予定) 結果発表: 入学月の前月末
8. 義 務	理工学府特別研究員/特待生は、毎年度、日本学術振興会特別研究員申請を行なうものとする。また、毎年度、研究進捗状況、日本学術振興会特別研究員申請と採否、収入状況について、理工学府長宛、書面にて報告するものとする。YNU-SPRING、YNU-BOOSTへの申請については、強く推奨する。
9. 支 給 の 中 止	日本学術振興会特別研究員に採用された場合、国費留学生等に採用された場合、月額8万円以上の奨学金 (日本学生支援機構貸与奨学金を除く) に採用された場合、日本学術振興会特別研究員への申請を認めない奨学金に採用された場合、日本学術振興会特別研究員申請を怠った場合、修了した場合、退学した場合、休学した場合、除籍された場合は中止とする。
10. 更 新	毎年度、理工学府特別研究員/特待生選考委員会にて、報告書に基づき研究進捗状況等について審査の上、理工学府特別研究員/特待生の処遇を更新する。審査の必要に応じ、面接を実施するものとする。研究の進捗が著しく遅れている場合、その他選考委員会でも不適と判断される理由があった場合、更新は行なわない。
11. 応募書類提出先	Forms (https://forms.office.com/r/HhdxE8FcKs) での申請とする。 (右のQRコードを読み取り申請してください) なお、申請する際には、YNUメールアドレスでのサインインが必要となるので、注意すること。 ※提出書類については、選考に係る審査にのみ利用し、本学の規則に基づき適切に管理します。
12. 応募書類提出先	理工学府特別研究員は本学と雇用契約を結び、本学の就業規則に従うこと。 日本学術振興会特別研究員 申請ID・パスワードの取得は、研究推進機構Webページにおいて確認すること。

